

行政法の法的安定性を検証する

——問題状況の俯瞰

米田雅宏

1 はじめに

行政法は19世紀末、他の隣接（法）分野からの自立と体系化を任務とした行政法学によって認知されて以来、行政需要の増大に対する法的安定性と個人の権利保障に強い関心を寄せてきたことは周知の通りである¹⁾。例えば、不特定多数の関係者を規律し、利益調整することを担う行政法には、一度形成された行政上の法律関係を容易に廃止・変更することを許さない幾重もの安定化装置が用意されている。行政行為に瑕疵があっても可能な限りこれを存続させる取消訴訟制度の仕組みはその一例だが、違法行為の転換・瑕疵の治癒といった解釈技法もこれに含まれよう。これらはみな基本的に行政活動の円滑かつ安定的な遂行に寄与するものである。他方で法的安定性は、市民にとっては行政機関による法適用・法執行の予見可能性を高めるものでもある。可変性に富む命令を手段とした警察国家に抗する法治国家の理念そのものが、市民生活の法的安定（信頼保護）に寄与すること、そして行政活動の安定性も究極的にはこの要請に還元されるものであることは論を俟たない²⁾（法的安定性の客観的側面としての〈継続性〉と主観的側面としての〈信頼保護〉）。

しかし科学技術・社会経済が急速に進展する今日、法的安定に寄与する既存の法治国家的装置

が、果たして、またどの程度、有効に機能しているかは検証の余地がある。確かにこれまでも、行政行為の効果に期限を設定するほか、信頼保護に配慮しつつも重大な瑕疵を帯びる行政行為の有効性を否定³⁾するなど、必要とされる法律関係の安定性を個別に評価することは行われてきた。しかし近年ではこういった個別の法適用の場面を超え、法・事実状態の短期間での変化、利害関係の多様性・複雑性が顕著となるほか、特別措置法や行政通則法が断続的に整備されるなど、行政法システムの随所で法的安定と不安定の緊張関係が表出し始めているように思われる。

およそ法システムは、〔政治、経済、科学等の〕システム外の環境変化に対峙した場合、まずは自身の内部構造においてこれを処理すべく作動する⁴⁾。しかしその内部構造が環境変化に対応できず、その処理能力を十分に発揮できていないということはないだろうか。また行政法学は、法システムの処理能力の低下を適切に観察することができているだろうか。以下では、〈法的安定性〉をキーワードに、その具体的な問題状況について俯瞰しておきたい（なお本稿が〈行政法の法的安定性〉という時、企画趣旨との関係上、行政法システムの内的視点から見た〈行政上の法律関係の安定性〉と、外的視点から見た〈行政法それ自体の安定性〉の2つを想定している。）。

1) ヨーロッパ各国において行政法学がその誕生初期に担ってきた機能につき、A. von Bogdandy, *Verwaltungsrecht im europäischen Rechtsraum*, in: A. von Bogdandy/S. Cassese/P. M. Huber (Hrsg.), *Handbuch Ius Publicum Europaeum* Bd IV, 2011, S. 21ff.

2) 法的安定性の理念が法治国家理念と結びつく歴史的経緯については、Vgl. A. von Arnould, *Rechtssicherheit*, 2006, S. 76ff.

3) 参照、名古屋高金沢支判平成15・1・27判時1818号3頁（もんじゅ差戻控訴審判決）。

4) 参照、ニクラス・ルーマン（馬場靖雄ほか編）『社会の法1』（法政大学出版局、2003年）35頁以下。